

V

法委任規定の解説

1

条例第4章「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項」の解説

法委任規定の解説

1

条例第4章「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項」の解説

(定義)

第28条 この章における用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）の例による。

- 用語の定義については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び同施行令によるとしています。

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第6項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）並びに同法第87条の3第1項に規定する当該災害救助用建築物、同条第2項に規定する当該公益的建築物及び同条第6項の許可を受けた建築物を除く。

- (1) 学校（政令第5条第1号に掲げるものを除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）

- バリアフリー法第14条第3項では、条例を制定することで、義務づけの対象となっていない特別特定建築物以外の特定建築物を義務づけの対象とすることや、その対象とする規模を引下げること及び適合させるべき基準について、地域の実情に応じて基準を付加することができるかとされています。
- 本条は、その規定に基づき第3章で対象としているもののうちから寄宿舍と工場を除いた用途の建築物を追加しています。
- ただし、仮設建築物^{※1}及び建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合^{※2}については条例とは異なり、過剰な負担となることが想定されるため、追加する建築物から除外しています。

※1 建築基準法第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第6項の許可を受けた建築物

※2 建築基準法第87条の3第1項に規定する当該災害救助用建築物、同条第2項に規定する当該公益的建築物及び同条第6項の許可を受けた建築物

- 各号に掲げる施設を追加した主な理由は以下のとおりです。

(1) 「学校」

- ・ 災害時の避難場所となることや、選挙の投票所となること等公共性の高い施設であること。

(2)「共同住宅」

- ・ 共同住宅は不特定多数の方が利用する施設ではありませんが、生活の基盤であり、良質な建物のストックを確保することが社会的に求められていること、高齢社会の進展から住生活における安全・安心の確保が求められていること。

(3)「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」

- ・ 本県においては福祉施設は福祉の街づくり条例（第3章）の整備の対象としてきた施設であること。

＊ 保育所:当事者はもとより送り迎えをする保護者の利用頻度も高く、整備が必要です。
なお、条例の対象としない施設として規則で定めるものは以下のとおりです。

- ・ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、
- ・ 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設、
- ・ 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- ・ 児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設

これらについては、利用実態や施設の利用者等を精査した結果、条例の対象としないこととしました。

(建築の規模)

第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模（新築、増築又は改築の場合の規模に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。次条第3号及び第32条第2項において同じ。）とする。

- (1) 政令第5条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号から第10号まで及び第12号から第16号までに掲げる特別特定建築物（仮設建築物を除く。）並びに前条第1号及び第3号に掲げる特定建築物 合計500平方メートル
- (2) 政令第5条第3号、第5号、第7号及び第11号に掲げる特別特定建築物（仮設建築物を除く。） 合計1,000平方メートル

○ 本条は、対象とする規模の引下げを定めています。本県では、新築、増築、改築を行う場合について定めています。

○ 29条及び30条により、本県の所管区域では、対象となる施設は次表のようになります。

対 象 施 設	第4章の対象規模 (新築、増築、改築の場合の 床面積の合計)
<u>学校、福祉施設（保育所、児童福祉施設等）</u> 病院、診療所（全て）、官公署 老人ホーム、福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 集会場、公会堂、博物館、美術館又は図書館 車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 飲食店、理髪店、銀行等のサービス業の店舗 百貨店、マーケットその他の物品販売業の店舗 公衆浴場	<u>500㎡以上</u>

対 象 施 設	第 4 章の対象規模 (新築、増築、改築の場合の 床面積の合計)
劇場、観覧場、映画館、演芸場、遊技場、展示場 ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	1, 000 m ² 以上
共同住宅	2, 000 m ² 以上
自動車の停留又は駐車のための施設 公共用歩廊	法の定めによる規模 (2, 000 m ² 以上)
公衆便所	法の定めによる規模 (50 m ² 以上)

- また、用途変更及び仮設建築物^{※1}については規模の引下げを条例で定めていないことから、法で定める規模 (2, 000 m² (公衆便所は 50 m²)) 以上が整備の対象となります。

※1 建築基準法第 85 条第 1 項及び第 2 項に規定する応急仮設建築物並びに同条第 6 項の許可を受けた建築物

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第 31 条 法第 14 条第 3 項の規定により条例で同条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第 11 条各号列記以外の部分に規定する廊下等は、階段の上端に近接する部分 (同条第 2 号に規定するものを除く。) に、同号ただし書の場合を除き、点状ブロック等を敷設すること。
- (2) 政令第 12 条各号列記以外の部分に規定する階段は、次に掲げるものであること。
 - ア 段がある部分の上端に近接する踊場の部分 (政令第 12 条第 5 号に規定するものを除く。) には、同号ただし書の場合を除き、点状ブロック等を敷設すること。
 - イ 主たる階段のうち 1 以上は、踊場に手すりを設け、かつ、回り階段でないこと。
- (3) 床面積が 1, 000 平方メートル未満の便所設置階 (政令第 14 条第 1 項の規定により便所を設ける階をいう。) を有する建築物で、床面積の合計が 1, 000 平方メートル未満のものは、同条第 2 項に規定する車椅子使用者用便房を 1 以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上。以下この号において同じ。) 設ける施設が同一敷地内にある場合を除き、当該建築物に設ける便所のうち 1 以上に同項に規定する車椅子使用者用便房を 1 以上設けなければならない。
- (4) 階数が 4 以上の共同住宅にあっては、政令第 19 条第 1 項第 1 号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路 (以下「移動等円滑化経路」という。) とすること。
- (5) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。
 - ア 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、直接地上へ通ずる出入口の幅は、90 センチメートル以上とすること。
 - イ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は、140 センチメートル以上とすること。

- 本条は、付加する事項について規定しています。

- 一般基準については、1 号から 4 号の 4 点を付加することとしています。

(1)

バリアフリー法では、主として視覚障害者が利用するものに限って整備を求めています。が、階段の下りの始まる部分は危険であることから、全ての人に注意喚起するため、視覚障害者が利用するものに限らず点状ブロックの敷設が必要です。

(2) ア

上記と同様に、階段の踊り場には、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除き、点状ブロックの敷設が必要です。(図 1)

(2) イ

階段の踏面が一様でないものや一段ごとに踏面の幅が異なるものは危険なため、主たる階段のうち少なくとも1箇所は、踊り場に手すりを設けた、回り階段でない階段の整備が必要です。(図1、2)

図1

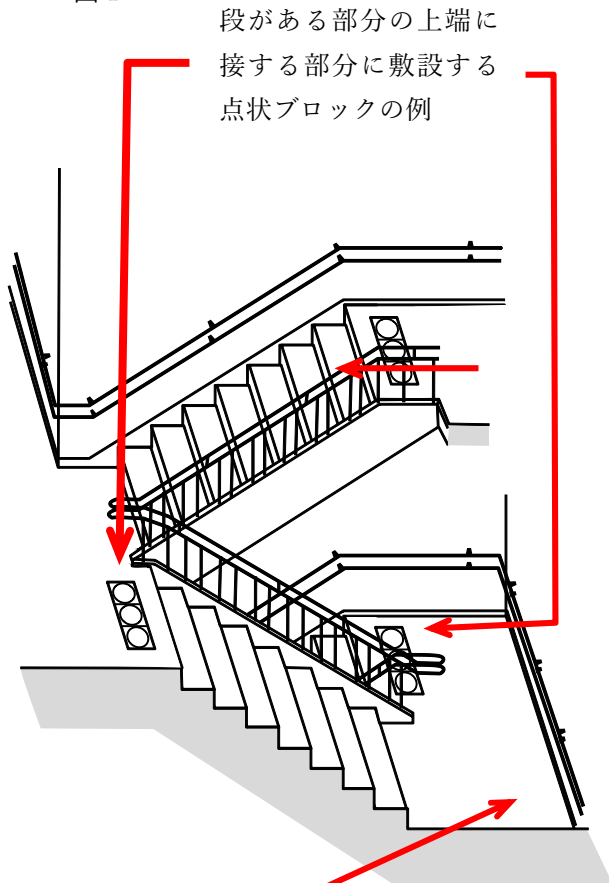
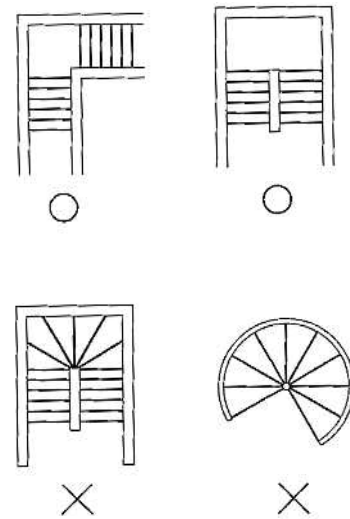


図2



上段：設置が可能な階段の例

下段：設置が禁止される回り階段の例

踊り場に設ける
手すりの例

(3)

1,000 m²未満の建築物についても、敷地内に1以上の車椅子使用者用便房の整備を行う必要があることを定めています。

(4)

共同住宅の住戸は利用居室ではありませんが、階数が4以上の共同住宅は住戸の前までを移動等円滑化経路として整備を行う必要があることを定めています。

(5)

移動等円滑化経路に付加する事項として、災害時において障害者等が円滑に利用できる経路を確保する観点から、次の基準を付加しています。

ア 直接地上へ通ずる出入口の幅は90センチメートル以上

イ 敷地内通路の有効の幅員は140センチメートル以上

（建築物移動等円滑化基準の適用除外）

第 32 条 第 29 条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、政令第 14 条第 3 項の規定は、適用しない。

2 第 30 条第 1 号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が 1,000 平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、政令第 19 条第 2 項第 1 号の規定は、適用しない。

- 第 1 項は、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園における、オストメイト対応設備の設置を緩和する規定です。
- 幼児は自らその設備を利用することは難しく、常に保育者等が対応しているものと考えられます。
- また、保護者の利用については、幼児の送り迎えを行うため、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園に立ち入ることは考えられますが、長時間の滞在は想定されていないことから、オストメイト対応設備の設置を義務付けません。
- 第 2 項は、1,000 ㎡未満の施設におけるエレベーターの設置を緩和する規定です。
- 小規模な施設にまでエレベーターの整備を求めることは過度な負担を強いることから、第 3 章に基づく県施行規則と同様、1,000 ㎡未満の施設についてエレベーターの設置を求めています。

（制限の緩和）

第 33 条 この章の規定は、この章の規定による場合と同等以上に特別特定建築物（第 29 条各号に掲げる特定建築物を含む。以下この条において同じ。）の移動等円滑化が図られると知事が認める場合又は特別特定建築物の利用の目的、敷地の状況等によりこの章の規定により難しいと知事が認める場合においては、適用しない。

- この条例と同等以上の効果が得られる場合や、一般的にバリアフリー化を求めることが必要でない施設（例：警察学校など）等の場合及び敷地の状況等からこの章の規定による整備が出来ない場合で、知事が認めた場合は本章の規定を適用しないとする規定です。
- 特殊な事例についてを前提としています。